

うんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 うんなん観光ネットワーク協議会は、うんなん地域への訪日団体旅行の誘客促進に要する経費に対し、うんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、旅行業者等が企画・実施、手配した訪日団体旅行に対して、その実施に要する経費の一部を助成し、もってうんなん地域への訪日旅行客の増加を図ることにより、うんなん地域の観光事業の振興・発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において「訪日団体旅行」とは、旅行業者等が企画・実施、手配した団体旅行のうち、日本国外で販売し、日本国外を発着するものをいう。

2 「うんなん地域」とは、雲南市、奥出雲町及び飯南町をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の対象となる訪日団体旅行(以下「ツアー」という。)は、1回の送客人数が10人以上であって(ツアーガイド、運転手等関係者及び宿泊費が発生しない乳幼児を除く。)、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 観光を目的とし、うんなん地域内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊する目的でチェックインするもの
- (2) 雲南地域内の観光施設等に対し入場料、体験料等を支払うもの

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、前条(1)については1泊につきツアー送客人数1人当たり2,000円、前条(2)については、利用総額の1/5以内の金額。ただし、(2)については1回のツアー送客人数1人当たり1,000円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめうんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) ツアー日程表(予定)
- (2) 送客名簿(予定)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 会長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、うんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。また、補助金交付決定の旅行企画の期間は、3か月以内とする。

(補助金の変更申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業の内容を変更しようとするときは、うんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業計画変更承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の承認をした場合に準用する。

(申請の取下げ)

第9条 補助申請者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、直ちにその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、ツアー終了後、速やかにうんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) ツアー日程表(実績)
- (2) 送客名簿(実績)
- (3) 宿泊証明書または宿泊人数及び宿泊料金を証明できる書類
- (4) 施設利用証明書または利用人数及び利用料金を証明できる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは速やかに補助金の交付確定を行い、うんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 宿泊施設運営事業者または観光施設運営事業者は、うんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金の補助事業者が利用した際には、うんなん地域訪日団体旅行誘客促進事業補助金交付請求書(様式第6号)に補助事業者から提出された補助人交付決定通知者(様式第2号)の写しを添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、請求書を受領後30日以内に指定口座へ振り込むものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。